

議案第 26 号

旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 8 月 28 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の一部を改正する条例

旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例（平成11年佐倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1に、旧堀田邸」の次に「及び武家屋敷」を加える。

別表第2中

「

2,800円
2,590円

」を

「

4,200円
3,880円

」に改め、同表に次のように加える。

武家屋敷	旧河原家住宅	1回につき	5,330円
	旧但馬家住宅	1回につき	5,660円
	旧武居家住宅	1回につき	2,810円

別表第2に備考として次のように加える。

備考 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、区分における施設使用料の10割の額を割増使用料として別に徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館

料等に関する条例別表第2（武家屋敷に係る部分を除く。）の規定は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）以後の旧堀田邸の施設の使用に係る使用料であって、平成29年12月1日（以下「基準日」という。）以後に使用の承認の申請があったものについて適用し、適用日前の旧堀田邸の施設の使用に係る使用料及び基準日前に使用の承認の申請があった旧堀田邸の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。